

保健行事カレンダー

7日(水)	<p>献血 時 ① 9:30~12:00 ② 13:30~16:30 場 ①暖地園芸センター ②日高病院</p> <p>行って得する♪運動教室 時 10:00~13:30 場 勤労青少年ホーム</p>
8日(木)	<p>1歳6か月児健診 対 平成29年12月生まれ 時 13:00~ 場 福祉センター2階</p> <p>フッ化物歯面塗布 対 2歳:平成29年6月生まれ 3歳:平成28年5月生まれ 時 13:30~ 場 福祉センター2階</p>
12日(月)	<p>献血 時 ① 9:30~12:00 ② 13:00~16:30 場 □マンシティ</p>
17日(土)	<p>献血 時 ① 9:30~12:00 ② 13:00~16:30 場 □マンシティ</p>
20日(火)	<p>献血 時 ① 9:30~11:00 ② 12:30~14:00 ③ 14:45~16:30 場 ①御坊自動車会館 ②日建産業株式会社 ③水道事務所</p>
22日(木)	<p>10か月児健診 対 平成30年9月生まれ 時 13:00~ 場 福祉センター2階</p>
26日(月)	<p>にっこりあサロン ミニ講座 「骨盤ケア&マタニティヨガ」 時 13:30~15:30 場 福祉センター2階</p>
28日(水)	<p>4か月児健診 対 平成31年4月生まれ 時 13:00~ 場 福祉センター2階</p> <p>市民集団検診 時 7:00~9:00 場 野口コミュニティセンター</p>

健康福祉課
☎0738-23-5645

8月中に提出を！
児童扶養手当「現況届」

児童扶養手当を受給している方は、毎年8月中に現況届を提出していただくことになっていきます。

児童扶養手当とは、父または母と生計が同じでない児童について、生活の安定と自立を図るため、手当を支給する制度です。

なお、児童扶養手当の現況届の提出がないと、引き続き児童扶養手当を受けることができません。

また、2年間提出がない場合は、受給資格がなくなりま

すのでご注意ください。

対 次のような状態にある児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童、または20歳未満で一定の障がいのある児童)を養育している父や母、ま

たは父母に代わって養育している方です。

① 父母が婚姻を解消した後、父または母と別れて生活を

している児童

② 父または母が死亡した児童

③ 父または母が一定の障がいの状態にある児童

④ 父または母の生死が明らかでない児童

⑤ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※この他にも支給要件があります。また、支給に関して所得制限等があります。

現況届提出期間

8月1日(木)~30日(金)

8時30分~17時15分

(土・日曜日、祝日を除く)

※8月2日(金)、16日(金)は19時まで受け付けます。

※所得制限により手当が全部停止になっている方も届出

が必要ですよ。

申・問 社会福祉課 福祉児童係
☎07388・23・55008

未婚の児童扶養手当受給者に
対する臨時・特別給付金について

児童扶養手当を受給している方で、一定の条件を満たす方について、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」を受給する権利がある可能性があります。

詳細については、児童扶養手当の現況届のお知らせと一緒に、ご案内を送付いたします。

対 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を御坊市から受ける方で、過去一度も法律婚をしたことがなく、現在事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方。

基 令和元年10月31日

申 申請期間

令和元年8月1日(木)から令和2年2月3日(月)まで

申・問 社会福祉課 福祉児童係
☎07388・23・55008

ひとり親家庭医療費の
更新申請について

平成30年度の所得適用期間が10月31日まで延長されたことに伴い、例年6月に行っていた更新手続が、児童扶養手当の現況届出期間と同じ8月に変更になります。11月以降引き続きまたは新たにひとり親家庭医療費の支給を受けるためには、申請手続が必要です。

現在お持ちの受給資格証の有効期間は、7月31日までとなっており、7月下旬に「8月1日~10月31日」までの受給資格証と、更新案内及び申請書を送付しますので、対象となる方の健康保険証など必要書類を添え、8月中に手続きを行ってください。

なお、手続が完了しない場合は、11月以降の受給資格は発生しませんのでご注意ください。

申・問 社会福祉課 福祉児童係
☎07388・23・55008

広報ごぼう音声版について

この度、広報ごぼう音声版(声の広報)をカセットテープからCD版へと移行しました。声の広報を利用できるのは視覚障害者手帳をお持ちの方です。

利用を希望される方は健康福祉課までお問い合わせください。

また、ホームページにも最新号の音声版を掲載しておりますので、お聞きください。

問 健康福祉課 障害福祉係
☎07388・23・5645

防災行政無線の放送を聞き逃したときは

「07388・23・55008」を専用電話「07388・23・55008」をご利用ください。放送内容を電話で確認できます。